

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 7 年 6 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 25 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

# 財務監査及び行政監査の結果

令和7年7月25日

## 1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査  
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象年度

原則として、令和6年度を対象とした。

### (2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、16 機関
教育委員会	98 機関のうち、0 機関
公安委員会	59 機関のうち、0 機関
その他（上記以外）	13 機関のうち、0 機関
計 382 機関のうち、16 機関（表参照）	

## 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

## 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が書面により実施した。

## 5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、監査対象機関毎の監査結果は、次のとおりである。

表（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査 実施日（方法）
					指摘	指導	検討	
1	総務部	職員研修所	6月30日	書面	—	—	—	5月26日（書面）
2		歴史資料館	6月30日	書面	—	—	—	5月26日（書面）
3	環境エネルギー生活部	県民生活相談センター	6月30日	書面	—	—	—	5月26日（書面）
4	健康福祉部	岐阜保健所本巣・山県センター	6月30日	書面	—	—	—	5月26日（書面）
5		西濃保健所揖斐センター	6月30日	書面	—	—	—	5月26日（書面）
6		飛驒保健所下呂センター	6月30日	書面	—	—	—	5月26日（書面）
7		多治見看護専門学校	6月30日	書面	—	—	—	5月26日（書面）
8		中央食肉衛生検査所	6月30日	書面	—	—	—	5月26日（書面）
9		身体障害者更生相談所	6月30日	書面	—	—	—	5月26日（書面）

10	商工労働部	計量検定所	6月30日	書面	—	—	—	5月26日(書面)
11		障がい者総合就労支援センター	6月30日	書面	—	—	—	5月26日(書面)
12		障がい者職業能力開発校	6月30日	書面	—	—	—	5月26日(書面)
13	観光文化ス	岐阜関ヶ原古戦場記念館	6月30日	書面	—	—	—	5月26日(書面)
14	ポート部	高山陣屋管理事務所	6月30日	書面	—	—	—	5月26日(書面)
15	農政部	東濃家畜保健衛生所	6月30日	書面	—	—	—	5月26日(書面)
16	都市建築部	リニア推進事務所	6月30日	書面	—	—	—	5月26日(書面)
計		指摘事項等のあった機関数：	0機関	0件	0件	0件		

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項